

しました。ところが、深澤議員は昨年八月下旬、又もや議会及び市長を誹謗中傷した疑いや掲載記事の虚偽事項等々が指摘される「深沢けんいちと共に考えて（屯田兵通信）」を颁布したことにより、議員倫理条例第四条の規定に基づく請求により設置された議員倫理委員会において同議員の議員倫理が審査されました。

深澤議員は、自身の機関紙に掲載した「記念樹の森公園の用地買収の件」に関して、以前には自身の認識誤りが原因として陳謝したにも拘らず、昨年十月二十日行われた議員倫理委員会において「機関紙掲載記事の内容については市職員に聞いた」と妄言を主張し、記事掲載の責任（原因）は市職員にあるとう趣旨の、これまでの証言を一転させる証言を行いました。又、「市長は裸の王様」という掲載記事に関しても、これは具体的に市民から聞いています等々と述べ、自身の発言を一転二転させる無責任な証言を行いましたが、その言行は厳肅な市民の信託を受けた公人、市議会議員として体を成しておらず、議員倫理条例が定める倫理基準「議員の品位と名譽を害し、市民の信賴を著しく損なう行為をしないこと」に違反したことは紛れもない事実であります。

「市予算」に事業費が計上され、進行管理計画に基づいて事業の進捗状況が行われることとなる。市の重大施策（事務事業）の一つであります。特に、同事業に関しては、計画の段階で事業費の市予算計上もなく、事業に伴う用地買収は未定の状況であるにも拘わらず、一般の人たちに比べ市政施策に関する確かな情報の入手が容易な現職市議会議員が記念樹の森公園の用地買収は一〇〇%完了したと虚偽を周知して市政を混乱させ、その原因を市職員に転嫁しようとしたのであり、市政運営に重大な悪影響を及ぼすことになりました。議員の持つ影響力の大きさから、必ずしき問題となりました。そもそも議員倫理調査は議員倫理条例の定めに基づく議会公務であり、議会においては、議員が絶対に行つてはならない議会公務における虚偽行為を調査したのであります。

りません。同委員会において、深澤議員は証言拒否及び偽証等々法律に違反した行為を行い、自治法第百条第三項及び第七項違反が認定されました。が、厳肅な市民の信託を受け、市民全体の代表として崇高な使命を果たさなければならぬ市議会議員の資格はありません。

議会においては、調査の公正性及び民主的な実施を保つべく諸手続きを行つておりますが、深澤議員は市議会議員としての身分を尊重され、議員倫理が咎められた事件について真実を証言しないことや、証言拒否及び偽証等々が認定されたことに關して真摯に謝罪し、自身が起した不始末の真相を釈明するところが出来る機会を何度も与えて貰つたのであります。

本年二月十六日に開かれた議員倫理調査特別委員会全体委員会も釈明の場の一つであります。たが深澤議員は、一端は委員会室に入室したものの、宣誓を拒否し、委員長の制止を振り切つて委員会室から出て行つてしましました。これは、自治法第百条第三項違反が認定されるものであり、宣誓を拒否し証言を拒み、自身が起こした行為等々について正當な釈明を行わない態度を表したこと、自ら議員の身分を放棄したことにはかなり

（昭和五十八年議会規則第一号）
第百四十二条の規定に違反し、
自治法第二百三十四条に抵触する
疑念を拭うことはできません。

この深澤議員が行つた軽舉妄
動ともいふべき行為は、自身が起
こした騒動等々により市民及び市職員が議会に対し抱いてしま
った不信感を増幅させ、議員の資質が疑われ、議会の権威を更に失墜させてしまいましたが、議会がその自浄作用により市民及び市職員からの信頼回復に取り組んでいる最中に、自身が起
こした行為及び自治法第二百三項及び第七項違反行為等々を
釈明すべく開かれた議員倫理調
査特別委員会の調査において、出頭拒否とも認定される態度を表したものであり、自ら議員失格を表明したものと考へるほか
ありません。

厳肅な市民の信託を受け、市民全体の奉仕者として崇高な使命を果さなければならぬ市議員として全く悲しい限りであります。

深澤議員は、幾多の先輩諸氏
が築き上げた素晴らしい歴史と
伝統が輝く大田原市市政の一方を
担う議員としての誇りがあるな
どあります。

議員倫理調査特別委員会の調査では自治法第百条第八項及び第九項但し書きの適用はないものと認定しておりますが、深澤議員は、議会が行つた調査の公正性及び民主的な実施を素直に受け入れ、道義的、政治的責任を明確にしなければなりません。

議員倫理調査特別委員会報告は、自身が法律に違反した行為を行つたことにより咎められた議員倫理について釈明及び謝罪等々を行うために開かれた同調査特別委員会において深澤議員が、何ら悪びれる様子もなく、平然として法律に違反した行為を重ねて行つたことは、厳粛な市民の信託を受けた市議会議員としてその身分が許されてはならないと糾弾し、しかも、自治法第百条第三項及び第七項違反行為そのものが、市民全体の代表者として常に良心に従い、人格と倫理の向上を図り、清潔で民主的な市政の発展に寄与しての身分が許される筈はないことをから、議員辞職を勧告すべしと結論付けております。

議会においては、この結論を厳正に扱わなければなりません。